

和歌山県における e スポーツ普及のためのゲーミングパソコン貸出要領

1 目的

この要領は、和歌山県において e スポーツの効果を広く普及させることを目的に、和歌山県が所有するゲーミングパソコン（以下「貸借物」という。）の貸出について必要な事項を定める。

2 貸出内容

貸出を行う内容は、別表のとおりとする。

3 対象者

和歌山県内において、e スポーツの普及又は推進を目的としたイベント等を実施する下記の者とする。

（1）県内各市町村

（2）多くの参加者が見込めるイベント等を主催する県内に在住、在勤、在学のグループ・団体（営利目的で使用する場合を除く。）

（3）その他デジタル社会推進課長が特に認めるもの

4 貸出機関

貸出は、デジタル社会推進課において行う。

5 貸出方法

（1）貸出を希望する者（以下「貸出希望者」という。）は、貸出機関に、別紙の「パソコン貸出申請書」を提出するものとする。

（2）貸出機関は、前項による申請が適当と認められるときは、貸出希望者に対して貸出すものとする。なお、同一時期に複数の申請があり、貸出数を超えた場合は先着順とする。

（3）貸出を受ける者（以下「借受者」という。）は、貸出機関から直接受け取り、使用後は速やかに返却するものとする。なお、貸出に伴う搬出及び搬入作業は、借受者が行うものとする。（発送費用は借受者負担）

（4）貸借物のみの貸出とし、原則、職員の派遣は行わない。

（5）貸借物の返還の際は、貸出機関から当該物品の検査を受けること。

（6）申請内容に変更がある場合には、必ず貸出者に再度申請をし、承認を受けること。

6 貸出期間

原則として 1 週間以内とする。

7 貸出料金

無料とする。

8 損害の負担

- (1) 借受者は、貸借物をみだりに破損、滅失、原形を変更したときは、その修繕に係る費用を負担しなければならない。
- (2) 借受者は、貸借物に起因することで第三者に対して損害を与えたときは、その損害を賠償する責めを負うものとする。
- (3) 貸借物の使用により借受者が被った損害に対しては、貸出機関は一切その責めを負わないものとする。

9 遵守事項

- (1) 貸借物を利用して、営利目的の活動を行ってはならない。
- (2) 貸借物を使用して、和歌山県が特定の個人、政党、宗教団体を支援し、もしくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがある活動をしてはならない。
- (3) 貸借物を使用して、和歌山県の品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げるおそれのある活動をしてはならない。
- (4) 貸借物を第三者に転貸してはならない。
- (5) 公序良俗に反するサイトへのアクセスや、不適切なソフトウェアのインストールを行わないこと。
- (6) 使用後は、借受人の責任においてインストールしたソフトウェアや作成したデータ等を完全に消去し、貸出時の状態に復元して返却すること。

附則

この要領は令和 8 年 7 月 23 日から施行する。

別表

貸出品	貸出数	内容・規格等
ゲーミングパソコン ※電源コード、AC アダプター付き	最大 5 台	品名：GALLERIA RL7C-R56-5N OS: Windows 11 Home CPU: Core i7-14650HX GPU: GeForce RTX 5060 8GB Laptop GPU メモリ: 32GB (16GB x 2)